

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	62-6	担当課	薬務衛生課
法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	根拠条項	32-1	許認可等の内容	指定検査機関の業務の休廃止の許可	
<p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (抄) (平成二年六月二十九日号外法律第七十号) (業務の休廃止)</p> <p>第三十二条 指定検査機関は、その指定に係る都道府県知事の許可を受けなければ、その指定に係る食鳥検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。</p> <p>2 都道府県知事は、その指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止によりその食鳥検査の業務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。</p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 (抄) (平成二年六月二十九日号外厚生省令第四十号) (食鳥検査の業務の休廃止の申請)</p> <p>第四十四条 指定検査機関は、法第三十二条第一項の規定により許可を受けようとするときは、様式第十号による申請書をその指定に係る都道府県知事に提出しなければならない。</p>						